

令和4年第12回岐阜市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和4年11月16日（水曜日）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場 所 岐阜市役所6階 6-1会議室

3 出席者 水川教育長、川島委員、武藤委員、横山委員、伊藤委員

4 説明及び職務のために出席した事務局の職員

佐藤事務局長、杉原次長兼教育政策審議監、野田次長兼教育政策課長、
寺田教育統括審議監、

吉元学校教育デジタル化推進審議監兼学校指導課GIGAスクール推進室長、

星野義務教育審議監兼学校指導課長、塩田教育施設課長、

鷲見学校安全支援課長、今井学校安全支援課教育主管、

水野学校給食課長、岡本幼児教育課長、

坂井社会・青少年教育課長、松山商業高校事務長、内藤科学館長

辻川文化芸術課長

児山教育政策課主幹兼政策係長、横井教育政策課副主査、櫻井教育政策課主任、

山本教育政策課主任

5 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の報告、修正及び承認

第3 会議録署名者の指名

第4 諸般の報告

(1) 臨時代理の報告：岐阜市教育委員会パートタイム会計年度任用職員の任免について（教育政策課）

第5 議事

※ (1) 第52号議案 令和4年度岐阜市一般会計補正予算に関する教育委員会の意見について（教育政策課）

-
- ※(2) 第53号議案 岐阜市教育委員会パートタイム会計年度任用職員の任免について
(教育政策課)
-

第6 その他

- (1) (仮称)岐阜市文化芸術基本条例について(文化芸術課)
-
- (2) 第4期岐阜市教育振興基本計画(案)について(教育政策課)
-
- (3) 令和4年度岐阜市教育公表会の実施について(学校指導課)
-
- ※(4) 小中一貫教育推進の方針(案)について(教育政策課)
-
- ※(5) 令和5年度教育委員会分当初予算要求(案)について(教育政策課)
-
- ※(6) 令和3年度問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果について
(学校安全支援課)
-

第7 閉会

6 会議に付した事件

「5 議事日程」のとおり。

午後1時30分開会

○水川教育長 定刻となりました。

それでは、本日の出席者数が定数に達し、会議が成立いたしますので、ただいまから令和4年第12回教育委員会定例会を開会します。

前回の会議録は、前回の出席者により承認されました。

本日の会議録の署名者には、本日の出席者を指名します。

では、議事日程を御覧ください。

本日は、報告が1件、議案が2件、その他が6件となっております。

議事日程に非公開で審議すべき案件が記載されていますが、このとおりに扱うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○水川教育長 非公開で審議すべき案件については、このとおりに扱うものといたします。

それでは、日程第4、諸般の報告に参ります。

報告(1)臨時代理の報告について説明をお願いします。

○児山教育政策課主幹兼政策係長 (報告(1)臨時代理の報告：岐阜市教育委員会パートタイム会計年度任用職員の任免について説明)

○水川教育長 ただいまの説明について質問や意見があればおっしゃってください。

特によろしいでしょうか。

それでは、日程第6、その他に参ります。

その他について説明をお願いします。

○辻川文化芸術課長 ((仮称)岐阜市文化芸術基本条例について説明)

○水川教育長 ありがとうございました。

ただいまの説明について質問や意見があればおっしゃってください。

武藤委員、どうぞ。

○武藤委員 基本的な内容については何の異論もありません。文化芸術も非常に多様化してきており、新しい芸術文化もどんどん生み出される。これからIT化が進めばAIなどを使ってさらにそれが発展するという、非常に広がりがありますし、かつ、以前からあったものだとしても、なかなか日が当たっていないというようなものがあつたりもする可能性もあります。

この条例ができることによって今まで日が当たっていなかったものに日が当たるチャンスが生まれ、今後、広がっていくものをできる限り早期に捉えていただいて、子どもたちに広く伝え、幅広い文化芸術に触れる機会を与えていただく。そして、個々の子どもたちが自分たちの活動に生かす機会をいただけるということが期待されると思っております。

条例に基づいてどのようなことを行うのかはこれから詰めていかれると思っておりますけれども、今申し上げたようなことを念頭に置いて今後の施策を検討していただけるとありがたいと思っております。

○水川教育長 ありがとうございます。

伊藤委員、どうぞ。

○伊藤委員 学校等の役割というところが私どもに一番関係があることになるかと思えます。今の時代に様々な引き出しを子どもたちに持たせてあげたいということを強く思っておりますので、今までの文化芸術という概念だけにとらわれずに多様に親しむことができる機会を学校が持てるような施策を進めていただくこともお考えいただけたらと思えます。よろしく願いいたします。

○水川教育長 ありがとうございます。

川島委員、どうぞ。

○川島委員 定義のところ少し意見がありまして、生活文化等という中で、この中にいろいろな概念が入るとは思いますが、例えば岐阜市はファッションのまちということも言っており、服飾やファッションといったようなキーワードが入るほうが岐阜市らしいと思えます。やはり、岐阜市らしい文化芸術とは何かということを考えていったときに、服飾ということも加えていただきたいです。

また、鶺鴒について立派な文化芸術であり、鶺鴒を連想させる定義になっているかといったときに、あまりにも一般的な文化芸術の定義になっているため、岐阜市らしさ

というものももう少し加えてもいいのではと思います。

今お話ししたような服飾やファッション、鶺鴒いというものを連想させる、あるいは指し示すようなものがこの定義の中にあってもいいのではと思っています。

もう一つ、10ページになりますが、事業者の役割というところに理解及び協力、できる範囲の支援とありますが、事業者は実は文化芸術の担い手でもあると思っていますので、この中で定義されている担い手は文化芸術団体のことであって、それ以外の人は支援者という形の定義になっていることに私は疑問を感じるころがあります。やはり、条例として岐阜市が文化芸術を振興していくということを目的にしたものであれば、皆が担い手であるということであり、皆が教育者、支援者であるということに連想させるようなものでなければならないと思います。

以上です。

○水川教育長 ありがとうございます。

そのほかはよろしいですか。

文化芸術課から何かございますか。

○辻川文化芸術課長 ありがとうございました。

川島委員から御意見いただいたことで1つ補足をさせていただきたいと思います。

定義の部分でございますが、おっしゃるとおり、私どももできるだけ条例の中で岐阜市らしさというものを出していきたいと考えております。

先ほどの鶺鴒いにつきましては、定義には入っておりませんが、前文にて大切にしていきたい岐阜市の文化芸術の特性ということで、長良川の鶺鴒いや提灯、和傘などの伝統文化を大切にしていきたいということをうたっているところでございます。

定義にある文化芸術につきましては、実は文化芸術基本法という法律の定義をそのまま引用しております。この部分につきましては、私どもとしては法律を引用する形で定義させていただいて、具体的な施策において、服飾やファッションなど岐阜市らしさというものを加えていけるよう取り組んでいきたいと考えております。

○水川教育長 ありがとうございました。

そのほか、よろしいですか。

次に移りたいと思います。

(2) 第4期岐阜市教育振興基本計画(案)について、教育政策課、お願いします。

○櫻井教育政策課主任 (第4期岐阜市教育振興基本計画(案)について説明)

○水川教育長 ありがとうございます。

6月1日に第1回で11月8日に第4回、計4回の検討委員会を踏まえて答申をいただいたものをベースに説明がありましたが、皆様から、御質問、御意見、お願いいたします。いかがでしょうか。

武藤委員、どうぞ。

○武藤委員 パブリックコメントの取り方ですが、これはタブレットで見る前提の計画ということなので、パブリックコメントを取るときもホームページ上で同じようなスライドが見ることができるそういう仕掛けのものを載せて見てもらい、それに対して意見を言うという、そういう形式を想定されているということではよろしいですか。

○櫻井教育政策課主任 ありがとうございます。

パブリックコメントの段階では、計画案を実際にウェブ用のリンクを貼った状態まで持っていくことは少し難しいかと考えています。

今回策定するデータの該当部分をクリックしていただくと当該事業のリンク先へ飛ぶことは注記させていただき、そういった仕様にするのを今回はお示しするつもりでおります。

また、説明が不足しておりましたが、データで見る前提の計画ではもちろんありますが、スライドの14で、子どもたちからいつでも見られるようにしたほうがいいという意見がある中、今回データを主に選択しましたが、やはり紙で見たい方や紙で見る必要がある方もいらっしゃると思います。ですので、今作っているデータにつきましては、冊子形式で印刷することも可能な形態で作成するつもりでおります。

以上です。

○武藤委員 ありがとうございます。

初めてのことで、どうやっていくかというのは難しいと思います。今の形式で、実際に見やすい形になっているのか、そういったところも検証できるなら検討していただきたいです。

また、デジタルの良いところはすぐに修正ができるということなので、実際にやってみ

てこうしたほうが見やすい、分かりやすいというところが出てきたら、見せ方を変えらるというのはあり得る話だと思います。その辺りを工夫しながら、広く皆さんに見ていただけるような形を考えていただきたいと思います。

○水川教育長 ありがとうございます。

川島委員、どうぞ。

○川島委員 この基本計画に基づいて23年から27年まで事業が展開される、その指針を示すのにふさわしい内容になっていると思うので概ねは賛成をしますが、これを実際に今後活用していこうという視点で少し意見を言います。

今日の議題でもある来年度の当初予算というものをこの計画の中で見比べながら、基本計画に沿った施策が行われて、それに対して予算がつけられているのかという点検をしていく活用方法になると思います。

その中で、今後、大きな課題になってくるのが昨日の総合教育会議の議題でもあった小中一貫という考え方だと思いますが、その視点でこの基本計画を見ながら実際に行おうとしていることとの整合性という観点で今考えていましたが、これを小中一貫校という言葉で捉えると、学校をどう構成するかという話になってしまいます。

昨日話を聞いて、私は、小中一貫教育が今後必要になってくるということでありでそれを実践するために小中一貫校というものがあると理解しました。回りくどい言い方ですが、目的は小中一貫での教育を実践に併せて展開をしていくことであり、小中一貫校はその手段としていろんな形態を検討していくということです。

この基本計画をそういう視点で見えていき、それは6番の中の将来の学校の在り方を踏まえ新たな教育制度や多様な学校形態の展開という、こここのところがしっかりと定義されていますが、その次のダイジェストのところに行くと、6番のところは2で多様な学校形態を展開となっていて、私はやはりこここのことについては、学校形態の展開ではなくて、新たな教育制度の実施なのか、検討なのか、展開なのか。その新たな教育制度を実現するための新たな学校形態の展開であるという理屈を整理していったほうが、昨日の御指摘でもあったとおり、学校を統合したいがための小中一貫ということでは決してないことをきちんと論理的に説明をし切る必要があることは痛感したところですので、学校ありきの問題ではなくて、岐阜市が小中一貫教育というものを今後新たな形で展開する、そのために様々な手法を取っていくこととお話ししていく必要があると思います。

ですが、やはり自分たちが進めようとしている施策一つひとつがこの基本計画に戻った

ときに、どの理念を実現するための施策であるのかということが立ち返って検討できる、そういったものに今現在なっていると判断していますし、今後、そういったように活用されることを期待しています。

○水川教育長 ありがとうございます。
教育政策課、よろしいですか。

○櫻井教育政策課主任 御意見いただきありがとうございます。踏まえて修正させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○水川教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

（2）についてはここまでにさせていただきたいと思います。

次、（3）令和4年度岐阜市教育公表会の実施についてお願いいたします。

○星野義務教育審議監兼学校指導課長 （令和4年度岐阜市教育公表会の実施について説明）

○水川教育長 令和4年度の岐阜市教育公表会についてですが、御質問、御意見ありましたらお願いいたします。
横山委員、どうぞ。

○横山委員 公表会はまたオンラインでも行いますか。

○水川教育長 第8波のことが心配でございますし、新しい形になると、今後、オンラインでというようなことがメインになってくるのかもしれませんが。
武藤委員、どうぞ。

○武藤委員 後日見られるような形というのは想定されていますか。

○星野義務教育審議監兼学校指導課長 録画をして見られるような形も考えております。

○水川教育長 そのほかはよろしいでしょうか。

川島委員、どうぞ。

○川島委員 収容250名というお話で伺いましたが、今、じゅうろくプラザを調べたら会場の収容人数が600人です。50%でももう少し入れられるというのが1つと、今現在の基準でいうと、声を出したりするコンサートのようなものでなければ、この規模の人数のものは規制がないはずです。来年の1月の話は分かりませんが、多くの民間のこういったものについては、なるべく通常に戻そうということで特別な基準を設けずに使っているはずで、それをあえて予防的に半分にするというのが是なのか非なのかというのは考えたほうが良いと思いますし、この会に多くの方が来てくれるのは非常に意義のあることだと思っているので、意見としてお話しするのは、法令というか、そういった活用に関する行政の指示というのは遵守する必要がありますけれども、その範囲内で最大に行うべきだと思います。

○水川教育長 学校指導課、どうぞ。

○星野義務教育審議監兼学校指導課長 ありがとうございます。検討させていただきます。

○水川教育長 そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

コロナの状況を見ながらということになると思いますが、振興基本計画の話も出てきますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

以降の議事及びその他は、秘密会で進行します。

(以降、秘密会にて開催)

○水川教育長 ありがとうございました。

以上で本日の会議は終了です。

次回の会議の日程を確認いたします。次回の会議は、12月21日水曜日、午後1時30分から予定しています。詳細については、改めて事務局よりお知らせいたします。

それでは、以上をもちまして本日の定例会を閉会といたします。

ありがとうございました。